

女性の活躍に関する情報の公表

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する項目

採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和5年度実績）

(1) 常勤職員および本部専任教員	42. 86%
(2) 期間業務職員	73. 33%
(3) 時間雇用職員（パートタイム）	86. 67%

男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合、令和5年度実績）

全ての労働者	59. 7%
うち正規雇用労働者	74. 8%
うちパート・有期労働者	59. 5%

（注釈・説明）

- ※ 対象期間：令和5事業年度（令和5年4月から令和6年3月まで）
- ※ 賃金：基本給、時間外勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く
- ※ 正規雇用労働者：無期契約を締結する教職員のうち、時間雇用職員を除く。
パート・有期労働者：任期制教員、特定有期雇用職員、期間業務職員、時間雇用職員を含む。
- ※ パート・有期労働者のうち時間雇用職員については、正規雇用労働者の所定労働時間（1日7時間45分）で換算した人員数をもとに平均年間給与額を算出している。
- ※ 正規雇用労働者における男女間の賃金差が生じている主要因は、本学園での直接採用の事務職員については、女性比率が49. 9%とほぼ半数である一方で、直接採用を開始して15年ほどであり、管理職クラスについては人事交流者が主であることから男性が90. 9%と偏りがあることである。
- ※ 今後の取組としては、令和8年度までに、教職員（役員、教員、職員）の女性比率を30%以上、直接採用職員における係長以上の女性比率を50%とすることを目指し、女性の管理職登用も含めた女性の一層の活躍や、そのための働きやすい職場づくりを推進する。
- ※ 全労働者における男女の賃金の差異は、パート・有期労働者における女性の短時間労働者の割合が多いことが影響している。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する項目

労働者の一月当たりの平均残業時間（令和5年度実績）

1. 6時間

（注釈・説明）

- ※ 対象：管理職を除く常勤事務職員及び期間業務職員
- ※ [対象労働者の総労働時間の合計(年) - 法定労働時間の合計] ÷ 12か月 ÷ 対象労働者数により計算